事 務 連 絡 令和6年1月18日

業界団体の長 あて

国 土 交 通 省 不動産・建設経済局 建設市場整備課

## 印紙税非課税措置についての周知方協力依頼について

租税特別措置法(以下「租特法」という。)により、平成 28 年4月1日以後に発生した自然 災害により滅失し、又は損壊したため取り壊した建物の代替建物を取得する場合等において、そ の被災をされた方(被災者)が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負 に関する契約書」について、印紙税を非課税とする措置が設けられています。

今般、当該非課税措置の対象となる自然災害について、下記のとおり適用となっておりますので、貴団体傘下の建設業者に対する周知方宜しくお願いします。

なお、令和6年1月16日15時00分現在、当該非課税措置の対象となる自然災害は、別紙のとおりであることを申し添えます。

記

災害発生日	被災者生活再建支援法適用「自然災害」	該当区域
令6・1・1	令和6年能登半島地震	・石川県(県内全域) ・富山県氷見市 ・新潟県新潟市

※ 自然災害とは、被災者生活再建支援法第2条第2号の政令で定める自然災害をいいます。

次書発生日   被災者生活再建支援法適用「自然災害」   ・佐賀県在衛市・佐賀県共産市・佐賀県共産市・佐賀県共産市・佐賀県共産市・佐賀県共産市・佐賀県共産市・佐賀県共産市・佐賀県共産市・佐賀県共産市・佐賀県共産市・佐賀県共産市・東京都島村     令元・9・8   令和元年台風第15号による災害   ・東京都売島村・神奈川県構議市・赤京・9・9 令和元年台風第15号からも風第19号までの一連の災害・犬城県(県内全域)・岩手県含古市・岩手県含五市・岩手県含五市・岩手県会市市・岩手県合五市・岩手県会市市・岩手県会市市・岩手県会市・栃木県中都市・栃木県市市市・岩手県会市市・栃木県市市市・岩井県市市市・岩井県市市市・海洋・海東市部の大学町・大学県市市・栃木県市市・栃木県市市・栃木県市市・栃木県市市市・海洋・東京都市を整部市の土地町・東京都市を整部市の土地町・東京都市を登部市の出町・東京都市を登部市の出町・東京都市を登部市の出町・東京都市を登部市の出町・東京都の手を部市の出町・東京都川県川崎市・東京都川県川崎市・神奈川県川崎市・神奈川県川崎市・海県県市全域・藤岡県中立の国市町・藤岡県中での国市町・藤岡県中での国市町・藤岡県中での国市町・藤岡県中での国市町・藤岡県中での国市町・藤岡県中で市・上央県日本市・大学県日市市・大学県日市市・大学県日市市・大学県日市市・大学県日市市・大学県日市市・大学県日市市・大学県日市市・大学県日市市・大学県日市市・大学県田市市・大学県和市市・大学県和市市・大学県田市市・大学県和市市・大学県和市市・大学県和市市・大学県和市市・大学県和市市・大学県和市市・大学県和市市・大学県和市市・大学県市市市・大学県市の市・大学県市の市・大学県市の市・大学県市の市・大学県市の市・大学県市の市・大学県市の市・大学県市の市・大学県市市市・大学県市の市・大学県市の市・大学県市の市・大学県市の市・大学県市の市・大学県市の市・大学県市の市・大学県市の市・大学県市市・大学県市の市・大学県市の市・大学県市の市・大学県市の市・大学県市の市・大学県市の市・大学県市の市・大学県市の市・大学県市の市・大学県市の市・大学県東西市・大学県市の市・大学県市の市・大学県田市市・大学県田市市・大学県田市市・大学県田市市・大学県田市市・大学県田市市・大学県田市市・大学県田市市・大学県田市市・大学県田市・大学県田市市・大学県田市市・大学県田市市・大学県田市市・大学県田市・大学県田市・大学県田市市・大学県田市市・大学県田市・大学県田市・大学県田市市・大学県田市市・大学県田市・大学県田市市・大学県田市・大学県田市・大学県田市・大学県田市・大学県田市・大学県田市・大学県田市・大学県田市・大学県田市・大学県田市市・大学県田市・大学市・大学県田市・大学田市・大学県田市・大学県田市・大学県田市・大学県田市・大学県田市・大学県田市・大学県田市・大学県田市・大学県田市・大学県田市・大学田市・大学県田市・大学田市・大学田市・大学田市・大学田市・大学田市・大学田市・大学田市・大学		T	(別紙
令元・9・8   令和元年8月の前線に伴う大雨による災害   ・佐賀県株善郡大町町     令元・9・8   令和元年台風第15号による災害   ・東京都大島村     令元・9・9   令和元年台風第15号から10月25日の大雨までの一速の災害   ・茨城県(県内全城)     令元・9・9   令和元年台風第15号から10月25日の大雨までの一速の災害   ・子葉県「県内全城)     帝元・9・9   令和元年台風第15号から10月25日の大雨までの一速の災害   ・子葉県下陪伊郡山田町・岩手県「宮山市・岩手県大部市・岩井県公前・宮城県、(県内全城)・栃木県が設市・海が未県が設市市・栃木県が設市・海が未県が設市市・栃木県が設市市・栃木県が設市市・栃木県が設市の上市・栃木県が設市市・栃木県が設市で、東京都島田市・海が県市のと参野市・東京都島の全の部市地原村・東京都田のと参野市・東京都田を原市・東京都田を原市・東京都川王子市・東京都田上野原市・東京都川王子市・東京都田上野原市・長野県「民内全域)・藤岡県中西の田町・油野県、県内全域)・藤川県田藤田市・東京県内全域・藤児島県北東大市・藤岡県中西の田町・清岡県日市市・海岡県中西の田町・清岡県県中国市・大分県以東北市・東原島県北大市・東原島県北大市・東原島県北大市・東原島県北大市・東原島県北大市・東原島県北大市・東原島県北大市・東原島県北大市・東京都島県北大市・東原島県北大市・東原島県北大市・東京都島県北大市・東原島県北大市・東京県北京市・東京都島県北大市・東京県北京市・東京県北京市・東京県北京市・東京県北京市・東京県北京市・東京県北京市・大分県以東北市市・大分県以東北市市・大分県以東北市市・大分県以東北市本市・大分県以東北市本市・大分県以東北市市・大分県以東北市本市・大分県以東北市市・大分県以東北市市・大分県以東北市市・大分県以東北市市・大分県以東北市市・大分県以東北市市・大分県以東北市市・大分県以東北市市・大分県以東北市市・大分県以東北市市・大分県以東北市市・大分県以東北市市・大分県以東市市市・大分県以東市市市・大分県以東市市・大分県以東市市・大分県以東市市・大分県以東市市・大分県以東市市・大分県以東市市・大分県にお市・大台県市・大台県市・大台県市・大台県市・大台県市・大台県市・大台県市・大台県	災害発生日	被災者生活再建支援法適用「自然災害」	該当区域
令元・9・9   令和元年台風第15号による災害   ・東京都新島村     令元・9・9   令和元年台風第15号から10月25日の人間までの一連の災害   ・ 茨城県(県内全城)     令元・9・9   令和元年台風第15号から10月25日の人間までの一連の災害   ・ 千葉県(県内全城)     岩手県入総市 当場県、(県内全域)   ・ 福本県、大田田町 ・ 岩手県会を石市 ・ 海川県・田田町 ・ 岩手県会を石市 ・ 海川県・田田町 ・ 岩手県会を前 ・ 海川県・田田市 ・ 海川県・田田市 ・ 海川県・田田市 ・ 東京都田原町 ・ 東京都川田谷 正 ・ 東京都川田谷 正 ・ 神奈川県川崎復原市 ・ 神奈川県川崎復原市 ・ 神奈川県川崎復原市 ・ 神奈川県田市田町 ・ 東京都川県・田田市 ・ 海町県県田町市     令2・7・4   令和2年7月豪雨による災害   ・ 第四県田田市 ・ 大分県の珠市山町 ・ 大分県の珠市山町 ・ 大分県の珠市山町 ・ 大分県の珠市山町 ・ 大分県の珠市山町 ・ 大分県の珠市市 ・ 大り県本市 ・ 大台県下呂市	令元・8・28	令和元年8月の前線に伴う大雨による災害	・佐賀県武雄市
令元・9・9 令和元年台風第15号から台風第19号までの一連の災害 ・ 茨城県(県内全域)   令元・9・9 令和元年台風第15号から10月25日の大雨までの一連の災害 ・ 千葉県(県内全域)   岩手県へと続す ・ 岩手県へと続す   岩手県人の大田市・	令元・9・8	令和元年台風第 15 号による災害	
令元・9・9 令和元年台風第15号から10月25日の人間までの一連の災害 ・千葉県(県内全域)   ・ 岩手県立 古市・岩手県公 窓市・岩手県以 窓市市・岩手県公 窓市・岩手県 以 窓市・岩手県 以 窓市・岩手県 以 窓市・岩手県 以 窓市・宮城県 (県内全域)・栃木県・野南市・栃木県・野南市・栃木県・野面市・栃木県・野面市・栃木県・野面市・栃木県・野山山市・栃木県・野山山市・栃木県・野山山市・栃木県・野山山山市・栃木県・野山山山市・海湾県 県内全域)・東京都島さる野市・東京都島を30野市・東京都島を30野市・東京都島を30野市・東京都田の田町・東京都上田区・東京都北田田町・東京都出帰居・河東京都上田区・東京都出田区・東京都出県・田谷町・神奈川県・田様原市・新潟県・東田の一地・大海県県・東田の田町・山梨県・上野原市・長野県、伊豆の国市・静岡県・伊豆の国市・静岡県・伊豆の国市・静岡県・伊豆の国市・静岡県・伊豆の国市・静岡県・伊豆・田市・大分県・カー・鹿児島県・乗水市・鹿児島県・乗水市・鹿児島県・乗水市・鹿児島県・乗水市・カー・大分県・東田市・大分県・東田市・大分県・東田市・大分県・東田市・大分県・東田市・大分県・東田市・大分県・東田市・大分県・大分県・田市・大分県・東田市・大分県・大田市・大田市・大分県・大田市・大田市・大田市・大田市・大田市・大田市・大田市・大田市・大田市・大田市	令元・9・9		• 神奈川県横浜市
・岩手県で含石市 ・岩手県含石市   ・岩手県含石市 ・岩手県公都市   ・宮城県(県内全域) ・福本県・都宮市   ・栃木県・都宮市 ・栃木県・都宮市   ・栃木県・野都宮市 ・栃木県・野都宮市   ・栃木県・野田市 ・栃木県・野田市   ・栃木県・野田市 ・栃木県・野田・町   ・一部・大田区・東京都西多摩部印の出町・東京都西多摩部印の出町・東京都西多摩部印の出町・東京都でお田区・東京都大田区・東京都大田区・東京都で田田・東京都に田田・東京都に田田・河川県川崎市・神奈川県川崎市・神奈川県川崎市・神奈川県川崎市・神奈川県川崎市・海陽県・野原市・長野県・県内全域・静岡県伊豆・静岡県伊豆・静岡県伊豆・静岡県伊豆・静岡県伊豆・静岡県伊豆・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	令元・9・9	令和元年台風第 15 号から台風第 19 号までの一連の災害	・茨城県(県内全域)
・岩手県金石市 ・岩手県金石市   ・岩手県金石市 ・岩手県金石市   ・宮城県(県内全域) ・栃木県・都宮市   ・栃木県・都宮市 ・栃木県・砂田市   ・栃木県・砂田市 ・栃木県・砂田市   ・栃木県・砂田市 ・栃木県・砂田市   ・栃木県・砂田市 ・栃木県・砂田市   ・栃木県・砂田市 ・栃木県・野田・大田海・大田・東京都西・大田・東京都西・大田・東京都西・大田・東京都西・田・田・東京都田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・東京都・田・田・田・東京都・西田・田・東京・新田・田・東京・新田・田・東京・新田・東京・新田・田・東京・新田・田・東京・新田・東京・東京・新田・西田・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・	令元・9・9	令和元年台風第15号から10月25日の大雨までの一連の災害	<ul><li>・千葉県(県内全域)</li></ul>
令2・7・4 ・鹿児島県鹿屋市 ・鹿児島県垂水市   ・福岡県大牟田市 ・大分県玖珠郡九重町 ・大分県日田市 ・大分県由布市 ・大分県玖珠郡玖珠町   令2・7・8 ・岐阜県下呂市	令元・10・12	令和元年台風第 19 号による災害	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
令2・7・6 令和2年7月豪雨による災害 ・大分県玖珠郡九重町・大分県日田市・大分県由布市・大分県政珠郡玖珠町   令2・7・8 ・岐阜県下呂市	令2・7・4		・鹿児島県鹿屋市
·	令2・7・6	令和2年7月豪雨による災害	・大分県玖珠郡九重町 ・大分県日田市 ・大分県由布市
令2・7・13 ・島根県江津市	令2・7・8		・岐阜県下呂市
	令2·7·13		·島根県江津市

災害発生日	被災者生活再建支援法適用「自然災害」	該当区域
令3·2·13	令和3年福島県沖を震源とする地震	・福島県(県内全域)
<b>令3・4・1</b>	令和3年4月1日に発生した強風による災害	・島根県松江市
令3·7·3	令和3年7月1日からの大雨による災害	・静岡県熱海市
令3・8・11	令和3年8月11日からの大雨による災害	・佐賀県武雄市 ・佐賀県杵島郡大町町 ・佐賀県神埼市 ・佐賀県嬉野市 ・長崎県雲仙市 ・長崎県東彼杵郡波佐見町
令3・8・12	令和3年8月11日からの大雨による災害	・広島県安芸高田市 ・福岡県久留米市 ・福岡県田川市
令3・8・14		・長野県木曽郡木曽町 ・大分県玖珠郡玖珠町
令4·3·16	令和4年福島県沖を震源とする地震	・福島県(県内全域) ・宮城県亘理郡山元町 ・宮城県角田市 ・宮城県白石市 ・宮城県刈田郡蔵王町 ・宮城県亘理郡亘理町 ・宮城県乗田郡柴田町
令4・8・3		・青森県東津軽郡外ヶ浜町 ・山形県東置賜郡川西町 ・山形県西置賜郡飯豊町 ・新潟県村上市 ・新潟県岩船郡関川村
令4・8・4	令和4年8月3日からの大雨による災害	・石川県小松市
令4·8·5		・福井県南条郡南越前町
令4・8・9		・青森県西津軽郡鰺ヶ沢町 ・青森県西津軽郡深浦町
令4・9・17	令和4年台風第14号による災害	・宮崎県延岡市 ・宮崎県都城市
令4・9・23	令和4年台風第15号による災害	• 静岡県静岡市
令5・5・5	令和5年石川県能登地方を震源とする地震	・石川県珠洲市
令5・6・2	令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害	・茨城県取手市 ・和歌山県海南市 ・和歌山県海草郡紀美野町 ・和歌山県伊都郡九度山町
令5・6・30	令和5年梅雨前線による大雨災害	・山口県美祢市
令5・7・8		・福岡県久留米市 ・福岡県朝倉郡東峰村 ・福岡県八女郡広川町

災害発生日	被災者生活再建支援法適用「自然災害」	該当区域
		・大分県日田市
令5・7・12		・石川県河北郡津幡町
令5・7・14		• 秋田県秋田市
		· 秋田県南秋田郡五城目町
令5・9・8		・福島県いわき市
		• 茨城県高萩市
	令和5年台風第13号による災害	• 茨城県北茨城市
		• 千葉県茂原市
		• 千葉県長生郡長南町
令6·1·1		· 石川県(県内全域)
	令和6年能登半島地震	・富山県氷見市
		・新潟県新潟市

- ※ 平成 31 年 1 月以前に発生した自然災害については、発生した日から 5 年が経過している ため、掲載していません。
- ※ 被災者生活再建支援法の適用状況については、内閣府ホームページをご確認ください。 【https://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya\_jyoukyou.html】

## ≪参考≫

租特法で非課税とされる「不動産の譲渡に関する契約書」又は「建設工事の請負に関する契約書」は、次の①から③のすべての要件を満たすもので、自然災害の発生した日から5年を経過する日までの間に作成されるものです。

- ① 自然災害の「被災者」が作成するものであること
- ② 次のいずれかの場合に作成されるものであること
  - イ 自然災害により滅失した建物又は損壊したため取り壊した建物(滅失等建物)が所在 した土地を譲渡する場合
  - ロ 自然災害により損壊した建物(損壊建物)を譲渡する場合
  - ハ 滅失等建物の代わるもの(代替建物)の敷地のための土地を取得する場合
  - 二 代替建物を取得する場合
  - ホ 代替建物を新築する場合
  - へ 損壊建物を修繕する場合
- ③ 当該契約書に、自然災害により所有建物に被害を受けたことについて市町村長が証明した書類(「り災証明書」等)を添付していること
- ※ 被災者と被災者以外の者(例えば不動産業者や建設業者)が共同で作成する契約書の場合、 被災者が保存するものは被災者が作成したものとみなして非課税とされますが、<u>被災者以外</u> の者が保存するものは被災者以外の者が作成したものとみなして課税されます。

## ≪既に印紙税を納付してしまった場合≫

非課税措置の適用を受けることができる「不動産の譲渡に関する契約書」又は「建設工事の請 負に関する契約書」について、既に印紙税を納付してしまった場合には、契約書を作成した日か ら5年以内に税務署長の過誤納確認を受けることにより、その納付された印紙税額に相当する金 額の還付を受けることができます。

過誤納確認を受ける場合は、契約書の作成者(被災者等)が、「印紙税過誤納確認申請書」を作成し、過誤納となった契約書(原本)と合わせて作成者(被災者等)の住所地の所轄税務署に提出してください。

※「印紙税過誤納確認申請書」を提出する際は、できるだけ郵送での提出をお願いします。

[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/inshi/annai/pdf/yusou.pdf]

※「印紙税過誤納確認申請書」の様式については、国税庁ホームページをご確認ください。 【https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/inshi/annai/23120083.htm】

「印紙税過誤納確認申請書」は、3枚複写になっています。1枚目から2枚目を提出し、3枚目はお手元で保管してください(提出は不要です。)。

なお、還付を行う場合に交付されていた「印紙税過誤納確認通知書」(旧申請書4枚複写のうち3枚目)については、令和5年7月以降、交付されないこととなっています。

- ご不明な点や詳細につきましては、最寄りの税務署にお問合せください。
- 国税庁ホームページ (https://www.nta.go.jp) には、災害により被害を受けた方の申告・納付等に関する各種パンフレット、各種手続に使用する様式等が掲載されています。